

きょうたんの 都市計画

平成24年3月23日

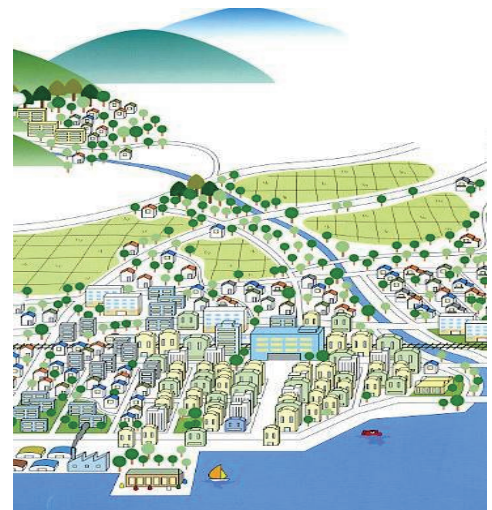
編集発行：京丹後市 建設部
都市計画・建築住宅課
〒629-3101【網野庁舎】
京丹後市網野町網野 353 番地の 1
電 話 69-0530
FAX 72-5421
URL <http://www.city.kyotango.lg.jp>

京丹後都市計画区域（案）がまとまりました

京丹後市では、二つの都市計画区域（峰山・網野）について、平成16年から平成20年にかけて、大宮町域を含めた一つの区域とする再編を検討してまいりました。

平成20年に新たに都市計画区域とすることを検討していた地区を対象とした説明会でのご意見、平成22年に実施された国勢調査の結果をもとに、3年前の案から内容を精査し、見直しを行いました。

今回見直した区域（案）については、次のページをご参照下さい。（2ページ以降に詳細を掲載）



都市計画審議会を開催しました

平成24年2月6日（月）に第7回の都市計画審議会を開催しました。

新たな都市計画区域（案）の審議では、平成23年に開催した地区説明会でいただいた多くのご意見の紹介も含め、活発な討論が行われました。

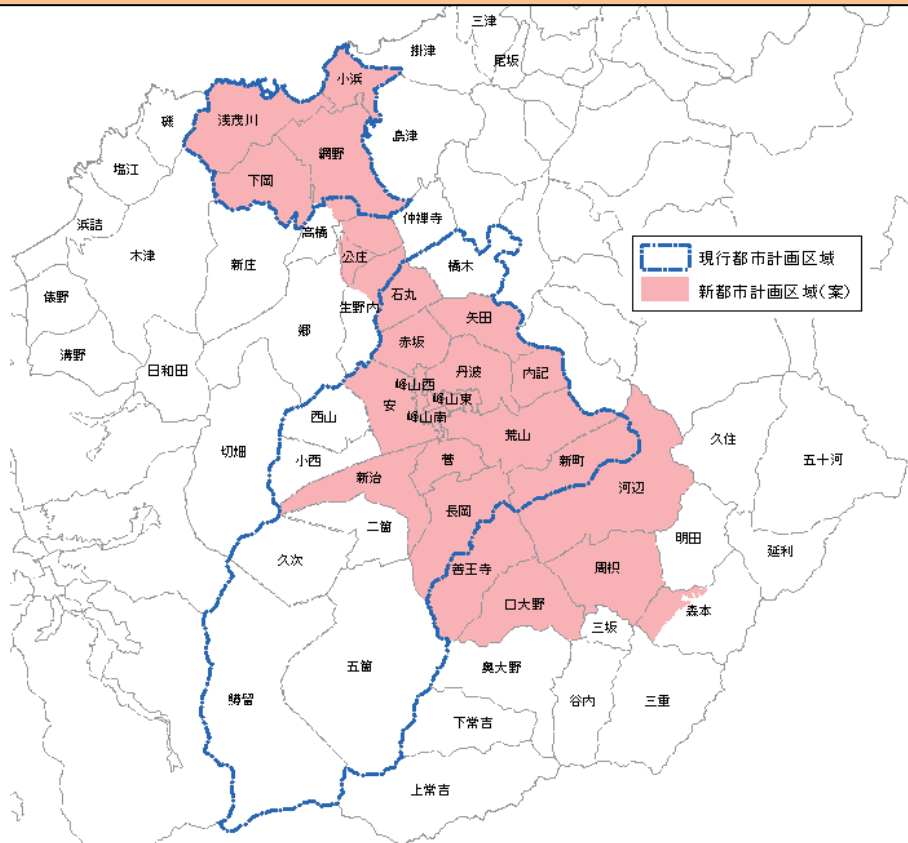


慎重な審議の結果、京丹後市としてこの都市計画区域（案）を京都府へ「要望」することが決議されました。

なお、議事の詳細につきましては、各市民局、都市計画・建築住宅課、ホームページで公開しておりますのでご覧下さい。

※都市計画区域の指定は京都府が行います。

京丹後都市計画区域（案）



	新都市計画区域（案）	現行都市計画区域	増減
区 域 特 性	旧峰山町の市街地部 旧大宮町の市街地部 旧網野町の市街地部	旧峰山町の 全 域 旧網野町の市街地部	
区 域 面 積	63.19km ²	80.58km ²	-17.39km ²
区 域 内 人 口	26,574 人 (45.0%) ※1	20,658 人 (35.0%) ※1	+5,916 人 (+10.0%) ※3
区域内世帯数	9,972 世帯 (48.2%) ※2	7,666 世帯 (37.1%) ※2	+2,306 世帯 (+11.1%) ※3
区域内人口密度	420.5 人/km ²	256.4 人/km ²	+164.1 人/km ²

※1：（）内は、京丹後市全人口に対する比率（平成 22 年国勢調査）

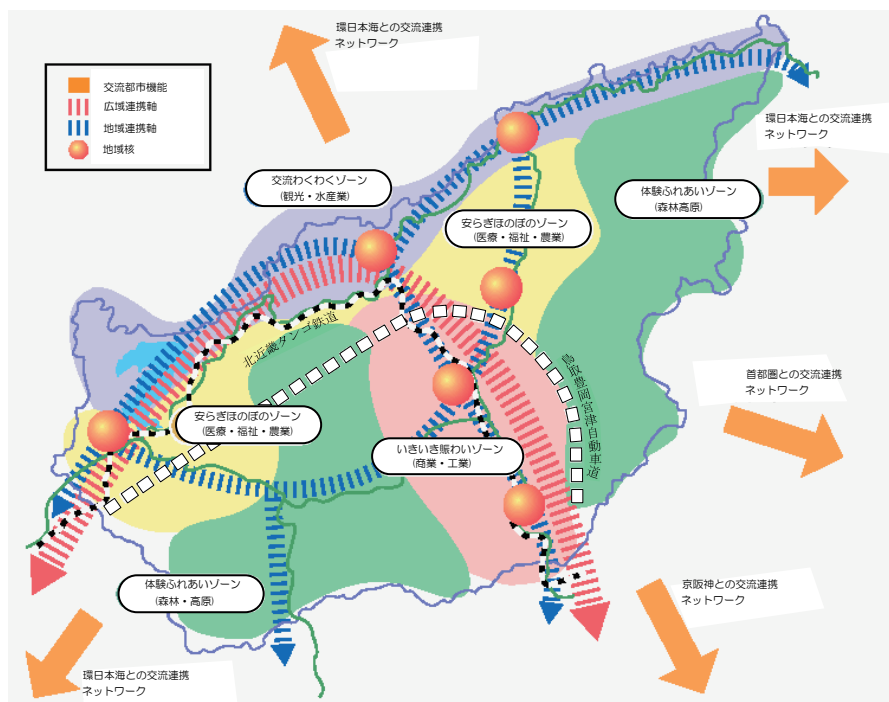
※2：（）内は、京丹後市全世帯数に対する比率（平成 22 年国勢調査）

※3：（）内は、現行都市計画区域からの増減の割合を示しています。

都市計画区域に 含む地区	峰山町	吉原、不断、四軒、上、織元、古殿、室、呉服、富貴屋、堺、浪花、 白銀、泉、光明寺、千歳、御旅、杉谷、安、菅、新治、長岡、新町、 荒山、内記、丹波、矢田、石丸、赤坂
	大宮町	<u>口大野</u> 、 <u>周枳</u> 、 <u>河辺</u> 、 <u>善王寺</u> 、 <u>森本の一部</u> （工業団地周辺）
	網野町	網野、浅茂川、下岡、小浜、 <u>高橋の一部</u> 、 <u>郷の一部</u> 、 <u>生野内の一部</u> 、 <u>公庄</u> （旧郷村におけるKTR軌道から東側）
都市計画区域から 除外する地区	峰山町	小西、西山、鱒留、五箇、久次、二箇、橋木

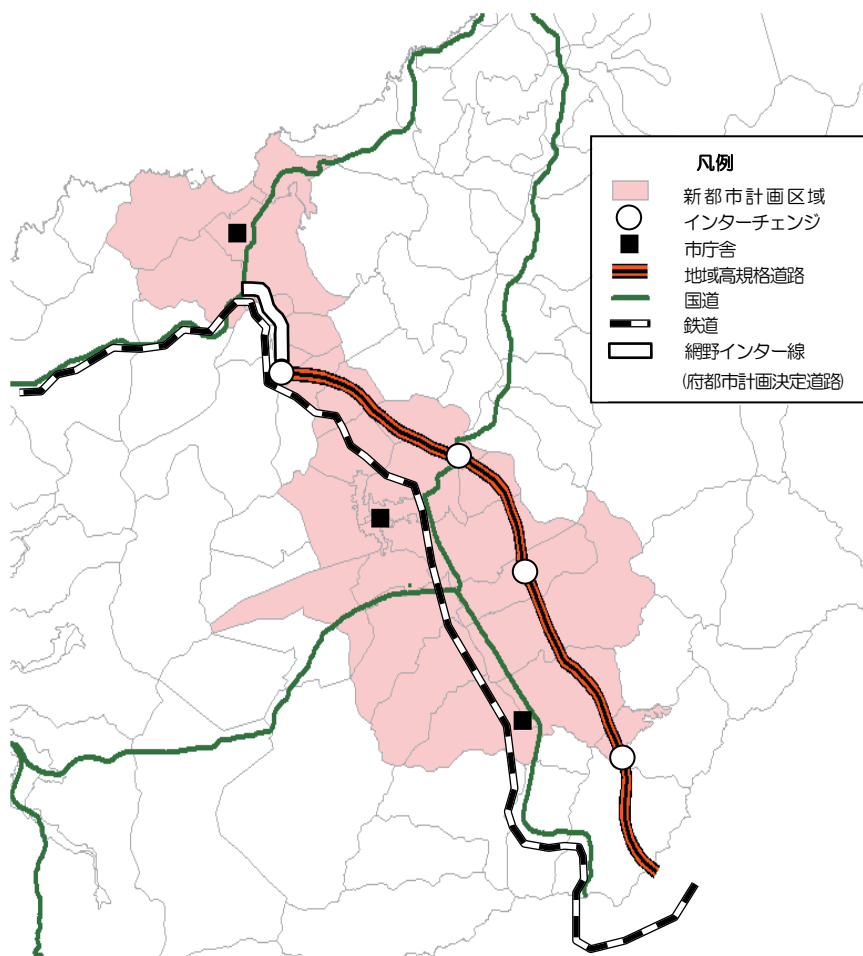
※下線部：新たに都市計画区域となる地区

第1次京丹後市総合計画 都市機能構想図



第1次京丹後市総合計画の都市機能構想において、京丹後市の中央部を南北に連絡する『広域連携軸』として、北近畿タンゴ鉄道や地域高規格道路（TTM）による連携強化を位置づけています。

特に、地域高規格道路（TTM）は、平成20年代半ばに大宮森本ICまでの開通が予定されており、今後の地域経済への効果が期待され、この軸を中心とした地域構造の形成が必要と考えます。



新たな都市計画区域は、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する観点から、地域高規格道路（TTM）の整備に伴う周辺都市基盤の整備や、土地利用の増進等を見据え、設定しました。

区域が変更された後は、新たな土地利用誘導の導入や必要な都市施設の配置を行い、良好な都市環境の形成を総合的に推進していきます。

都 市 計 画 税 に つ い て

旧峰山町・旧網野町での都市計画税

都市計画区域を設定していた合併前の峰山町・網野町では、都市計画税率を峰山町：0.11%、網野町：0.2%としておりました。

合併前直近5年間の都市計画税徴収総額は、峰山町で約2億4千万円、網野町で約2億9千万円でした。

これに対するその間の都市計画事業費総額は、峰山町で約18億4千万円、網野町で約11億7千万円であり、都市計画税がその事業費の一部に充てられています。

京丹後市での都市計画税の取り扱い

京丹後市では、合併協定において「都市計画税の税率は一旦ゼロとし、新市において都市計画の見直しに併せて、改めて税率を設定する。」とされてきました。

しかし、都市計画税については、当面まったく考えていない、ということを一貫して説明しております。

なお、全国でも半数程度の自治体で課税されていない状況です。

今 後 の ス ケ ジ ュ ー ル

京都府へ京丹後都市計画区域（案）を要望します。

京都府によりその案をもとに新たな都市計画区域案が作成され、京都府都市計画審議会において審議が行われます。その後、国土交通大臣の同意を得、新たな都市計画区域が指定されます。

また、新たな都市計画区域の指定に併せ、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（京都府都市計画区域マスタープラン）も同時期に決定されます。なお、都市計画区域マスタープランが決定される際には、京丹後市で公聴会が予定されています。

京丹後市としても、新たな都市計画区域の指定に併せ、都市計画に関する基本的な方針（京丹後市都市計画マスタープラン）を策定していきます。

都市計画区域が指定された後は、用途地域の指定の検討、街路の見直しなど市の都市計画を策定し、住みよい街づくりとなるよう進めていきます。

※用途地域：住居系、商業系、工業系など、建物の用途によって地域を分けること。

